

青森県報

第二百八十五号

令和三年
三月十九日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定施術者の施術所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出……………(同) ……三
- 救急病院の廃止……………(医療業務課) ……三
- 救急診療所の設置……………(同) ……三
- 基本測量の実施……………(監理課) ……三
- 公共測量の実施……………(同) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域県民局) ……四

選挙管理委員会

○青森県選挙管理委員会委員長の選挙の告示……………(事務局) ……四

○選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (同) ……五

公安委員会

○交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警務課) ……五

告 示

青森県告示第百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分		居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	

変更後	変更前
社会福祉 法人つく し会	社会福祉 法人つく し会
西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須	西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須
短期入所 生活介護	短期入所 生活介護
シヨート ノステイ カ	特別養護 老人ホ ムつくし 荘シヨ トステ イ
西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須	西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須
令和 三・二・一	令和 三・二・一

青森県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉 法人つく し会	社会福祉 法人つく し会	介護予防事業 者
西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須	西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須	主たる事務 所の所在地
短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	介護予防 事業の種 類
シヨート ノステイ カ	特別養護 老人ホ ムつくし 荘シヨ トステ イ	介護予防事業 所
西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須	西津軽郡 大津町大 字ケ浮田 八七の 一今須	所在地
令和 三・二・一	令和 三・二・一	変更 年月日

青森県告示第二百一十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
根岸 武彦	根岸 武彦	氏 名
根岸整骨院分院	根岸整骨院	施術所の名称
三沢市大字三沢字猫又 一〇の一ビードルプラザ 内	三沢市大字三沢字猫又 一〇の一	施術所の所在地
平成二九・三・二九		変更年月日

青森県告示第二百一十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	居宅介護事業 者
名 称	居宅介護事業 所
主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
名 称	居宅介護事業 所
所在地	変更 年月日

変更後	変更前
社会福祉 法人つく し会	社会福祉 法人つく し会
西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 一七の	西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 一七の
短期入所 生活介護	短期入所 生活介護
シヨート ノステイ カ	特別養護 老人ホ ムつくし 荘シヨ トステ イ
西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 三二の	西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 一七の
令和 三・二・一	令和 三・二・一

青森県告示第百二十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
社会福祉 法人つく し会	社会福祉 法人つく し会	介護予防事業 者
西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 一七の	西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 一七の	主たる事務 所の所在地
短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	介護予防 事業の種 類
シヨート ノステイ カ	特別養護 老人ホ ムつくし 荘シヨ トステ イ	介護予防事業 所
西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 三二の	西津軽郡 大津町 大字 ケ浮田 北須八 今須八 一七の	所在地
令和 三・二・一		変更 年月日

青森県告示第百二十四号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
佐藤病院	青森市青柳二丁目の一・二

青森県告示第百二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
佐藤クリニック内科 循環器科	青森市青柳二丁目の一・二	令和六年三月八日

青森県告示第百二十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(国土広域情報 修正)

二 作業期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 作業地域

青森県全域

青森県告示第二百七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土地理院

二 測量の種類

公共測量(基準点測量)

三 測量の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 測量の地域

青森県全域

公告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年三月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社丸雄土木

二 代表者の氏名 長内優一

三 主たる営業所の所在地 つがる市柏桑野木田福井四三の九

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二九)第一二六五七号

五 取消年月日 令和三年三月三日

六 取消しに係る建設業の許可

解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年三月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十六号

令和三年三月十七日開催の青森県選挙管理委員会において、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百八十七条第一項の規定により次の者が委員長に選挙されたので、青森県選挙管理委員会規程(昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号)第一条第四項の規定により告示する。

令和三年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

委員長の氏名等

畑 井 義 徳(東津軽郡平内町)

青森県選挙管理委員会告示第十七号

令和三年三月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、七八一人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二、三六、一二七一人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
 - 東津軽郡選挙区 六、四七八人
 - 西津軽郡選挙区 五、二二九人
 - 南津軽郡選挙区 六、四五二人
 - 北津軽郡選挙区 七、五一六人
 - 上北郡選挙区 二七、三五〇人
 - 三戸郡選挙区 一九、〇七八人
 - 青森市選挙区 八〇、〇五七人
 - 弘前市選挙区 四八、九一二
 - 八戸市選挙区 六四、二三一
 - 黒石市選挙区 九、四四三人
 - 五所川原市選挙区 一八、七三五
 - 十和田市選挙区 一七、二九五

- 三沢市選挙区 一〇、八二一人
- むつ市選挙区 二〇、五七二人
- つがる市選挙区 九、二一〇人
- 平川市選挙区 一一、六四〇人

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十九日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第二号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則(昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表第一(第二条関係) (交番の名称及び位置)	別表第一(第二条関係) (交番の名称及び位置)	別表第一(第二条関係) (交番の名称及び位置)	別表第一(第二条関係) (交番の名称及び位置)
所轄 警察 署	所轄 警察 署	所轄 警察 署	所轄 警察 署
名称	名称	名称	名称
位置	位置	位置	位置

